

長与町監査委員告示第9号

長与町職員措置請求に係る監査結果

令和6年12月3日

長与町監査委員 岩 本 健  
長与町監査委員 松 林 敏

地方自治法第242条第1項の規定により令和6年10月16日付で提出された長与町職員措置請求（6長与監第60号）について、同条第5項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

本件監査結果を下記縦覧場所において縦覧することができます。

縦覧場所

長与町役場1階 町民ホール

# 長与町職員措置請求に係る監査結果

(令和6年10月16日請求)

長与町監査委員

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

住 所 (省略)

氏 名 (省略) (個人)

### 2 請求書の提出

令和6年10月16日 (郵便到達日)

### 3 請求の要旨

提出された請求の内容及び求める措置は次のとおりである (以下、原文のとおり)

請求者は、公開請求で被請求人の令和五年一年間の交際費「税金」出納帳を取得した。

これからはそれらによって個別に申し出ると共に、それらを「事実証明書」として添付する。

- ① 被請求者は、令和5年10月12日に「議会運営委員会視察研修土産」に交際費「税金」から9,936円支出した。同じく同25日「総務厚生委員会視察研修土産」に交際費「税金」から8,474円を支出した。同年11月2日に「議会広報広聴常任委員会視察研修土産」に6,769円を支出した。令和6年1月25日「産業文教常任委員会視察研修土産」に10,022円を支出した。これらは議長から相手地方公共団体議長への贈呈品つまり【官官接待】であり財務会計上違法な支出である。土産代「官官接待」に交際費「税金」支出は違法である。
- ② 被請求者は、令和5年12月23日に「長与町消防団第二分団格納庫披露・祝賀会」に交際費「税金」から10,000円を支出した。令和6年1月13日「上長与地区コミュニティ新春交流会」に交際費「税金」から10,000円支出した。同年2月28日「令和6年度長与町管工業(協)懇親会」に交際費「税金」から10,000円支出した。これらは財務会計上違法な支出である。交流会や懇親会等の飲食代(飲み会)に交際費「税金」を支出するのは違法である。また、いわゆる「お樽」の提供も選挙区内の住民への「寄付」となり公職選挙法違反行為である。

以上、被請求者の違法な支出は多岐にわたる

そこで、請求する措置は

一つ目は、当然ながら違法な支出を全て返還させること

二つ目は、刑事告発すること

三つめは、一般職員なら懲戒免職処分だが議員にはそれが無いので議員辞職勧告すること

四つ目は、長与町議会はあまりにも県外の「視察研修」が多過ぎる。一回の視察には常に八人の委員が全て参加し、議員は複数の委員会に属しているから最低でも年に二回は県外「視察研修」に出かける。全国的にも珍しい現象である。研修報告書読んでも、現地に行かなくてもインターネットの町紹介から引用したものが多い。「視察研修」を命令するのは議長である。財政状況厳しい状況から、本当にわが長与町に有意義な「視察研修」を命ずるように議長に勧告してもらいたい。

#### 4 事実証明書

議長交際費支出一覧（令和5年度）

## 第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和6年10月21日に受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

本件請求の対象としている交際費の支出が、地方自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるかについて監査対象とした。

なお、本件請求のうち、令和5年10月12日に「議会運営委員会視察研修土産」へ交際費を支出した件については、請求があった日（請求書の提出日）が、当該行為のあった日から1年を経過しているため、地方自治法第242条第2項の規定に基づき、住民監査請求の対象外とする。

### 2 指定された職員

長与町議会議長

### 3 監査対象部署

議会事務局議事課

### 4 証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年11月11日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を付与したが、当日、請求人から体調不良により欠席する旨の連絡があり、陳述は行われなかった。また、新たな証拠資料の提出も無かった。

### 5 関係職員調査

議会事務局議事課を対象として、令和6年11月15日に監査を実施し、関係職員から本件請求に係る交際費支出の事実確認及び、陳述の聴取を行った。

主な内容は次のとおりである。

#### (1) 交際費について

「交際費は、地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上、あるいは当該団体の利益のために当該団体を代表し外部と交渉をするために要する経費である。その趣旨からして、一般的には当該団体の長がその必要のために費消するものと考えられることから、予算計上に当たっても、その範囲及び額については必要最小限度とするべきである。」と地方公共団体歳入歳出科目解説において定義されている。

この考えや判例などに基づき、本町議会で作成している「交際費取り扱い要綱」、そして長与町財務規則に則り、日々議長交際費の適正な支出に努めている。

#### (2) 指摘事項について

##### ① 視察先議会への土産

委員会視察は、本町議会において本町の課題解決を図り政策の提言に繋ぐといった目的の下、様々な行政の事業・議会活動における先進地を訪問しその取り組みを調査するものである。その際に、視察先に対し土産品を贈ることについては、視察への協力に対する謝意を示す儀礼的行為であり、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱していないことから、違法性は無く、交際費として適正な支出であると判断している。

また、当該視察についても、それぞれの委員会において視察目的を定め、所定の手続きを経た上で視察に出向き、視察後には報告書を取りまとめ公表している。以上のことから、視察自体も適正なものであると認識している。

官官接待であるという指摘であるが、前述の通り、視察先への土産は視察への協力に対する謝意を示すものであることから、これに該当しないと判断している。

## ② 地域団体主催の食事会への参加と費用負担

地域団体主催の祝賀会・新年会・懇親会については、相手方団体の性質上公益に資するものであると判断し、本町議長が町議会を代表し公務として出席したものである。相手方から議会を代表する議長宛に案内を受けた上で参加を判断しており、議員個人として出席したものではない。また、出席の際に支出した祝金については、本町議会が外部と公の交際をするために必要な経費として、会の主旨や開催場所等を考慮し支出している。社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しておらず、違法性は無く、交際費として適正な支出であると判断している。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

長与町議会議長に対する各種行事への案内通知、出席依頼等は議事課において管理され、1件ごとに行事内容の確認、議長のスケジュール、過去における対応、出席する場合の会費の金額等を確認したうえで対応していることを確認した。

### 2 判断

交際費とは、行政実例（昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）では、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」とされている。

したがって、議長交際費は議会の円滑な運営を図るため、各種団体等との交際上必要な経費であり、本件もその趣旨に沿って支出されるべきものであるといえる。

交際費について、平成18年12月1日判決、最高裁判所の判例において、次のとおり判示されている。

「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである（最高裁昭和38年（オ）第49号同39年7月14日第三小法廷判決・民集18巻6号1133頁，最高裁昭和61年（行ツ）第144号平成元年9月5日第三小法廷判決・裁判集民事157号419頁、最高裁平成14年（行ヒ）第46号同15年3月27日第一小法廷判決・裁判集民事209号335頁参照）。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもって

されるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである（前掲平成元年9月5日第三小法廷判決参照）。」

また、平成15年10月15日判決、大阪地方裁判所の判例においては、次のとおり判示されている。

「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の長又はその他の執行機関において、接遇、賛助、あるいは慶弔・顕彰等に係る儀礼的行為等を行うことは、それが社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、許容されるものというべきである。」

以上を踏まえて、本件請求において請求人の主張している2件について判断する。

- (1) 委員会視察研修土産に交際費から支出したことは、議長から相手地方公共団体議長への贈呈品つまり「官官接待」であり財務会計上違法な支出であるとの請求人の主張について

第3の5(2)①のとおり、長与町議会における委員会視察は、長与町の課題解決を図り政策の提言に繋ぐといった目的の下、所定の手続きを経た上で行われており、支出は、交際費取り扱い要綱に基づくものである。

本件における視察研修先への土産の交際費支出については、視察受入に対するお礼の意を示すものであり、請求人の主張する「官官接待」には該当しない。

視察研修に赴いた場合、視察先は資料の提供をはじめ業務の説明、質疑応答など、受け入れのための準備も含め相当の時間を費やしている。それに対し謝意を表すために土産品を贈ることは、儀礼的行為として必要なことであると解する。土産品については町内事業所にて製造、販売されている商品（菓子）を選択しており、その額は社会通念上儀礼の範囲内と認められる。

また、平成15年10月15日大阪地裁の判決において、「市長が他の地方公共団体の施設等の視察を行う際に、視察先に対し、視察への協力に対する謝礼をすることは、その内容が社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものでない限り、社会通念上相当な儀礼的行為というべきである」と判示されている。

以上を踏まえ種々検討した結果、本件における交際費の支出は、取り扱い要綱に則っており、判例と照らしても妥当であることから、違法な支出ではないと判断する。

## (2) 交流会や懇親会等の飲食代（飲み会）に交際費を支出したことは財務会計上違法な支出であるとの請求人の主張について

本件における祝賀会、交流会、懇親会はいずれも第3の5（2）②のとおり、相手方から案内を受け、議長が町議会を代表し公務として出席したものであり、支出は、交際費取り扱い要綱に基づくものである。

### 【本件に挙げられている各団体について】

#### ・消防団

消防組織法に基づき、全国の市町村に設置される消防機関で、消防団員はそれぞれ自分の仕事を持ちながら地域防災の担い手として地域に密着して活動し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う。火災発生時における消火活動のほか、大雨・台風時には河川や土砂災害危険地区の警戒や避難の呼びかけなど様々な災害対応を行う。

#### ・地区コミュニティ組織

長与町には小学校区を基本とした5つの地区コミュニティがある。行政と協働し、地域住民が中心となり地域のことを地域で考え、自ら課題を解決する「地域自治の実現」を目指している。地域活性化のためのイベント開催や地域課題の解決等幅広く活動している。

#### ・長与町管工業協同組合

町民生活の“水まわりの快適性”を追求し、サービスの提供を行うための組合組織である。町が指定する『指定給水装置工事事業者』及び『指定排水設備工事事業者』の中で、従前より中心的な役割を果たしており、水道事業、下水道事業の推進に貢献している。緊急工事にも積極的に対応している。

このように、日頃から町政振興に寄与している各団体から案内を受け、町議会を代



表して交流会等に参加することは、前述した平成18年12月1日判決、最高裁判所の判例において示されている、「相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とする」儀礼的交際であると認めることができ、その支出額も、それぞれの会の主旨や開催場所等を鑑みれば社会通念上儀礼の範囲内と認められる。

以上を踏まえ種々検討した結果、本件における交際費の支出は、取り扱い要綱に則っており、妥当であることから、違法な支出ではないと判断する。

### 3 結論

本件請求について監査した結果、本件請求に係る支出に違法・不当なものは認められない。従って、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。